

与那原町都市計画マスタープラン改定業務

実施要領

沖縄県与那原町

1. 業務概要

(1) 業務名

与那原町都市計画マスタープラン改訂業務

(2) 業務内容・目的

与那原町都市計画マスタープラン改訂業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和 10 年 3 月 17 日まで

※債務負担行為による2年度にわたる契約である。

(4) 提案上限価格

21, 824, 000 円（消費税及び地方消費税含む）以内

※この金額は契約金額等を示すものではない。

※債務負担行為に係る契約において各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおりとする。

令和8年度 7, 500, 000 円以内

令和9年度 14, 324, 000 円以内（債務負担行為）

(5) 契約方法

随意契約

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

(6) 契約の締結

①提出された提案書（有益な提案等含む）及びその提案内容を反映した見積書について、優先交渉権者と協議を行い、上限価格の範囲内で妥当と認められる場合、内容について合意のうえ、この者と随意契約の方法により締結する。この内容には、知的財産権等についての取扱いを含む。

②締結後、受託者は契約内容を遵守し、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。（守秘義務）

2. 参加資格要件（以下、参加要件という。）

(1) 与那原町の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者

(2) 沖縄県及び本町含む県内市町村において定められた指名停止措置に関する要綱等の規定による指名停止等の措置を受けていない者

(3) 沖縄県内に本店、支店、営業所等を有している者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者

(5) 与那原町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1項第1号及び第2号に該当しない者

(6) 当該業務に以下のいずれかに該当する技術者を配置できる者

①技術士（総合技術監理部門又は建設部門において都市及び地方計画を選

択)の資格を有する者

②RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する者

(7)県内外の市区町村が発注する平成28年度～令和7年度に完了又は着手している業務で、かつ、同種※1又は類似※2業務の受注実績のある者(単独の場合は、元請けに限る。JV又はコンソーシアムの場合は、代表構成員に限る。)

※1:同種業務とは、市区町村が定める都市計画マスタープランの策定又は改訂業務であること。

※2:類似業務とは、市区町村が定める立地適正化計画又は総合計画の策定又は改訂業務若しくはまちづくり(都市計画・土地利用)に関する計画の策定又は改訂業務であること。

3. 応募の構成

単独企業又は複数企業によるコンソーシアムとする。なお、コンソーシアムの場合、以下のとおり扱うものとする。

(1)すべての構成員は、参加要件(1)～(6)を満たしていること。

(2)代表構成員は参加要件(7)を満たしていること。

4. 参加資格喪失要件

(1)期限内に企画提案書類等が提出できなかったとき。

(2)提案等に虚偽の記載又は不正行為があったとき。

(3)提案書の作成要領に指定する作成様式及び書類作成上の留意事項に示された条件に適合していないとき。

(4)その他提案にあたり著しく信義に反する行為等により、与那原町が失格と認めた者。

5. 参加表明提出について

(1)提出書類

①参加表明書(様式1)

※コンソーシアムの場合は、構成員ごと又は連名で提出すること。

②参加資格チェックリスト(様式2)

※コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること。

③誓約書(様式3)

※コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること。

④参加要件(6)に規定する資格を有していることが分かる資料

※証明資料等

⑤参加要件(7)に規定する業務実績が分かる資料

※契約書及びその業務仕様書の写し等(発注元名称、期間、規模、業務概要等の記載がある箇所)

(2)提出部数

正1部、副1部（事業者控え用） 合計2部

(3) 提出期限

令和8年5月26日（火）午後5時まで

(4) 提出方法

直接、事務局まで持参。（郵送、FAX等不可）

(5) 参加資格確認結果通知及び技術提案提出要請通知

参加表明をした者に対して、参加資格確認結果通知を電子メールにて送付する。そのうち、参加要件を満たした者に対しては、技術提案提出要請通知も送付する。

送付予定日：令和8年5月27日（水）

6. 企画提案提出について

(1) 提出書類（下記の①～⑨をまとめて以下、「企画提案書等」という。）

①提案書表紙・目次（任意様式）

②企画提案書（任意様式）

※別紙仕様書の記載内容を踏まえ、別紙「与那原町都市計画マスタープラン改訂業務審査要領（以下、「審査要領」という。）」の評価項目に沿った提案を求める。

③見積書（任意様式）

④会社概要書（任意様式）

⑤配置予定技術者（管理技術者・担当技術者）（様式4）

※有する資格の証明資料等を添付すること。

⑥同種又は類似業務実績書（様式5）

※契約書及びその業務仕様書の写し等（発注元名称、期間、規模、業務概要等の記載がある箇所）を添付すること。

⑦実施体制図（様式6）

⑧実施スケジュール（工程表）（任意様式）

⑨コンソーシアム協定書の副本の写し（様式9）

※コンソーシアムで応募する場合のみ提出。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部 合計10部

(3) 提出期限

令和8年6月9日（火）正午まで

(4) 提出方法

直接、事務局まで持参。（郵送、FAX等不可）

(5) 作成要領

①共通事項

- ・簡潔な文章で図や表を効果的に使用し、分かりやすく見やすいものを作成すること。
- ・複数枚になる場合は、書面下段右端にページ番号を記載すること。

- 用紙サイズは原則A4版とし、両面印刷不可。A3版の場合は、横折込みとすること。ただし、A3版はA4版2枚分と換算する。
- 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- 文字フォントやサイズについて制限しないが記載内容が明瞭な記載となるように工夫すること。
- 提出書類ごとに中表紙を入れインデックス表示をすること。

②各書類作成事項

提出書類	作成上の注意点
提案書表紙・目次 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> • 表紙と目次合わせてA4版2枚以内で作成すること。様式は自由。 • 企画提案書のページ数に含まない。
企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> • A4版6枚以内で作成すること。 • 難解な表現は使用せず、平易な説明書きを主とした専門的知識を有しない者に対する配慮をすること。 • <u>別紙審査要領の二次審査項目である特定テーマ1～4の順に作成すること。</u>
見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> • A4版5枚以内で作成すること。 • 提案する業務内容(有益な提案等含む)に要する費用はすべて記載し、提案上限価格内で見積ること。 • 項目ごとの内訳、単価及び人工等を記載する。 • 宛名は「与那原町長」宛てとする。 • 見積額が契約額とはならない。
会社概要書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> • A4版2枚以内で作成すること。 • コンソーシアムの場合、構成員すべての会社概要書を作成すること。 • 以下の内容を記載し、会社規模がわかるように作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> i 会社名 ii 沖縄県内の本店、支店又は営業所等の所在地 iii 営業種目 iv 沖縄県内の本店、支店又は営業所等に属する技術者(専門者)数 ※パンフレット等可。
配置予定技術者 (管理技術者・主な担当技術者)	<ul style="list-style-type: none"> • 管理技術者、主な担当技術者ごとにそれぞれA4版1枚以内で作成すること。 • 本業務において必要な資格保持の有無並びに名称

(様式4)	<p>等について記載すること。また、それがわかる証明資料等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載する同種又は類似業務実績は2件以内とする。参加資格要件(7)に該当する業務を記載。(個人実績とし、所属先の要件は問わない。) 手持ち業務等を記載すること。 <p>※手持ち業務は令和8年4月末時点において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の全ての業務とする。</p>
同種又は類似業務実績書 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> A4版1枚以内で作成すること。 同種又は類似業務実績は3件以内とする(1件ごとに1枚でまとめる)。参加資格要件(7)に該当する業務を記載。法人実績とする。 受注内容及び技術的特徴を記載すること。
実施体制図 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> A4版1枚以内で作成すること。 担当者ごとに仕様書のどの業務を担当するか記載すること。 資格の有無や実務経験年数の記載と手持ち業務の記載をすること。
実施スケジュール (工程表) (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> A3版2枚以内で作成すること。 業務項目ごとに具体的かつ詳細に記載すること。

(6) 企画提案書等の取扱いについて

- ①提出された企画提案書等を受理した後の書類の差替え等は原則認めない。
ただし、軽微な変更等(誤字・脱字等)については担当課との協議の上、判断するものとする。
- ②参加資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする
- ③提出した企画提案書等の著作権は、その提出者に帰属する
- ④採用した企画提案書等について、提案者了承の上で、与那原町は使用できるものとする。

7. 質問及び回答

(1) 質疑方法

本公募の内容に対する質問は、別紙「質問書」(様式7)を作成し、事務局担当者へ電子メールにて提出すること。

(2) 受付期限

令和8年5月21日(木)午後5時まで

(3) 回答方法

回答は、令和8年5月25日(月)中に、質問者全員へ電子メールにて回

答する。なお、質問者以外の参加表明をした事業者へは提案資格確認結果通知と併せて質問内容及び回答を共有する。

(4) 回答の取扱い

回答の内容については、本実施要領及び仕様書等の配布資料の追加又は修正として取り扱うものとする。

8. 審査方法

(1) 選定委員会について

企画提案書等の審査、評価及び優先交渉権者選定は「与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱（平成 26 年要綱第 12 号）」に基づき設置する与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定委員会（以下「委員会」という。）及び委員会事務局（ここで言う委員会事務局とは担当課を指し、以下「事務局」という。）において行う。

(2) 審査基準

審査基準については、別紙審査要領を参照すること。

(3) 一次審査（書類審査）

提出のあった企画提案書等について、事務局にて一次審査を行う。一次審査の結果、36点（60点満点）以上の上位3者以内を一次審査通過者とする。

(4) 一次審査結果通知

一次審査通過者については、電子メールにて一次審査通過及び二次審査詳細の通知を行う。

通知予定日：令和8年6月11日（木）

(5) 二次審査の順番について

二次審査の順番については、事務局にてくじ引きを行い決定する。

(6) 二次審査実施日（プレゼンテーション審査）

日時：令和8年6月18日（木）13時半～（予定）

※日時については、後日事務局より電子メールにて別途通知。

場所：審査会場

与那原町役場3F会議室

※持ち時間はプレゼンテーション 15分+質疑応答 10分を想定。

(7) 使用機材等

二次審査の実施に当たり使用する機材等は原則提案事業者で準備するものとする。ただし、以下機材は事務局で用意するものを使用する。

①大型モニター（HDMIケーブル付）

②電源延長コード

※二次審査においては、パワーポイント等を使用したスクリーン投影によるプレゼンテーションとする。なお、プレゼンテーションの内容は、先に提出した企画提案書と同様の内容とする。

(8) 出席者について

①審査会場への入室は3名以内とする。

9. 審査結果

- (1) 審査後、審査結果について書面にて通知する。なお、一次審査及び二次審査ともに審査は非公開とし、審査結果に対する異議申立ては受理しない。
- (2) 審査の結果、評価点数の最高得点者を契約の優先交渉権者として選定し、与那原町との契約の締結権を有するものとする。
- (3) 優先交渉権者選定後、優先交渉権者は企画提案した内容（有益な提案含む）を反映した見積書（提案上限価格以内）をもって与那原町と協議を行うものとする。
- (4) 次の場合は、優先交渉権者を取り消し、事務局より別途案内の上、次点交渉権者と交渉を行う。なお、次点交渉権者とは優先交渉権者の次に高い得点者を指す。
 - ・優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
 - ・優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
 - ・優先交渉権者との協議が不調となったとき。
- (5) 審査の結果、評価点数の合計得点が6割に満たない者は、優先交渉権者及び次点交渉権者として扱わない。

10. 参加の辞退

- (1) 参加表明後にやむを得ず参加を辞退する場合、又は企画提案書等を提出しなかった場合は、別紙「辞退届」（様式8）を提出すること。提出にあたっては以下の内容に留意すること。
 - ・直接、事務局へ持参するものとし、二次審査の3日前までに提出すること。なお、辞退届提出後の再応募は認めない。

11. 提供資料

- (1) 実施要領（本資料）
- (2) 審査要領
- (3) 仕様書
- (4) 与那原町都市計画図
- (5) 各様式
- (6) 数量内訳書

※現与那原町都市計画マスタープラン及びその他関連計画等については、与那原町HPで閲覧可能。

12. 留意事項

- (1) 本提案に係るすべての費用は、提案者負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された書類は、選定以外には使用しない。また、返却もしない。

- (4) 提出された書類は選定作業のため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書作成時において入手した独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (6) 業務に必要となる機器、媒体、事務用品等の調達、場所の保管、通信費等については、受注者の負担とする。

13. スケジュール一覧

	項目	日程
1	公募公告	令和8年5月18日(月)
2	質問期限	令和8年5月21日(木) 午後5時
3	回答期限	令和8年5月25日(月)
4	参加表明提出期限	令和8年5月26日(火) 午後5時
5	参加資格確認結果通知 技術提案提出要請通知	令和8年5月27日(水) 予定
6	提案書提出期限	令和8年6月9日(火) 正午
7	プレゼンテーション (二次審査)	令和8年6月18日(木) 午後予定 ※詳細な日時は別途通知
8	審査結果通知	審査後書面にて通知

14. 事務局・連絡先

与那原町字上与那原16番地 与那原町役場2F
 まちづくり課 (担当: 仲嶺)
 TEL: 098-945-7244
 メール: nakamine.m@town.yonabaru.lg.jp